

## 第7回意見交換会に関する意見

2024年4月21日  
慶應義塾大学 大屋雄裕

副首都化、あるいは戦略拠点都市に関する働きかけを進めるにあたっては、

- ・一極集中から生じている弊害の緩和という側面
- ・首都の代替・予備機能を準備する必要性という側面
- ・新たな挑戦に向けた展開を可能にする土台という側面

を分けて議論することが有益だろう。

このうち、一極集中の弊害については特に人口問題において歴然としている。また、パンデミック中に進展したテレワーク導入などがその後で退潮し、かなりの頻度での出勤を求める企業が増加していることを見ても、経済的には（労働者のウェルビーイングや国全体の少子化対策を犠牲にしても）集中によるメリットが相当大きいものと考えられ、これを緩和・逆転させるためには国を中心とした政策的な努力が必要になることを指摘すべきだろう。政府機能の一部移転についてはこの側面と、首都の代替・予備機能の整備という側面とから必要性を主張すべきものと考えられる。

また、特に高等教育を受ける機会と就業の機会が都市部に集中しているため、18歳・22歳という人生の節目に都市部に人口が移動してしまう傾向自体はある程度不可避だが、遠い大都市に移転してしまつて郷里とのつながりが断たれてしまう状況よりは、近い都市部までの移転に留めることによって何らかの機会に帰還できるような環境を整えることが望ましいと考えられる。このため、道府県の中心地・大きな区域の中心地（戦略拠点都市）でできるだけ多くの若者の移動を食い止めること（いわば人口移動の砂防ダムを多段階構築すること）が求められるのではないか。この観点からも、地域の中核としての戦略拠点都市の魅力を手人為的に増加させることによって東京への集中を食い止める必要性が主張できよう。

新たな挑戦に向けた展開を可能にするという側面は、この魅力の一環として理解することができる。構造改革特区・総合特区において小規模に実践され有効性の目処が付いた施策などについてより大規模に実践することで、国全体への展開を見据えた政策のスケールビリティに関する検証を行ない得ること、その際に発生し得るネガティブな事象についても、それにより地域の存続がただちに問題になるようなことのない自治体の体力・レジリエンスが備わっていることは、そのような実践を可能にする条件の一つになると考えられる。また、基礎自治体である市と広域自治体である道府県の一体性・協力関係が確立されていることによって大都市政策と広域政策の整合性が保障されていることも、ある程度以上に大規模な政策的取り組みを進めるためにポジティブな条件として主張できるだろう。

大阪府・大阪市についてはすでに国家戦略特区（スーパーシティ型）としての認定を受けているが、これは自治体・事業者の創意工夫による取り組みを阻害する岩盤規制を突破・除去することに重点が置かれている。この方向性をさらに進め、成長に向けた国家戦略としての意図的な取り組みをある程度大規模だが国全体に直接影響を及ぼさない形で実験的に実施する「プロトタイプ・シティ」としての位置付けを目指すことが考えられるのではないか。